

市町村が買物環境確保計画に基づいて主体的に行う事業について、県が包括的・弾力的に支援を行う。

- 1) 補助対象経費 <支援メニュー例> 店舗整備・改修、設備の整備・移動販売等の支援、拡充、買物に伴う移動支援・担い手確保、支え合いへの支援、買物代行等支援、買物をする機運の醸成支援 等
※ただし、商品券や地域通貨など貨幣価値のある金券類の発行に係る取組は対象外とする。
- 2) 事業実施主体 市町村・事業者等
- 3) 県補助限度額 1 市町村につき20,000千円（補助率：市町村負担額の1/2等）
また、店舗に係る次の①及び②の支援を実施する場合は、上記金額に下記金額を加算したうえ、①及び②の支援は下記金額を上限とする。
<加算> ① 1店舗につき土地、建物の取得：10,000千円
② 店舗整備・改修、設備の整備：15,000千円



※次の事業に取り組む場合、補助率は市町村負担額の2/3

○「先導的」買物環境整備支援

⇒事業者と連携した貨客混載、移動販売と連携した無人販売拠点整備、スローレジ等の導入といった買物しやすい環境づくり等、将来の持続的な買物環境の維持・確保に向けた県内に横展開可能な先導的な取組をモデル的に支援する

○地域の買物環境確保に向けた先進地視察研修等

⇒地域における店舗運営や買物機運醸成などに向け、関係者等が県内外等の先進地へ視察研修等を行い、運営等に係る知見を得るとともにネットワーク構築を行う

○企画・経営等アドバイザー派遣

⇒地域におけるスーパー運営や買物機運の醸成、店舗の魅力づくりなど、その分野におけるアドバイザーを地域に派遣

○地域主体による買物環境維持・確保事業

⇒地域（地域運営組織・NPO法人・個人等）主体による地域スーパーの設置及び既存地域スーパーの新たな取組に対して支援（※地域スーパーの設置については初動期間として3年間2/3支援を継続）

※地域スーパー：地域自らがハンドリングする形で物販や（集客に通ずる）交流事業など地域が運営するスーパーとして店舗を活用する形態を想定。（単に地域がスーパー事業者に運営を委託するだけでは不可）

※市町村や地域関係者（商工会、住民など）が今後の持続的な買物環境のあり方に関する検討を行い、買物環境確保をきっかけとした持続可能なまちづくりにつなげる。

